

Title	坂入遼君学位請求論文審査報告
Sub Title	
Author	
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication year	2024
Jtitle	法學研究：法律・政治・社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.97, No.10 (2024. 10) ,p.164- 176
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	特別記事
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-20241028-0164

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

副査

慶應義塾大学法学部教授
法学研究科委員・博士(法学)
慶應義塾大学メディアコミュニケーション研究所教授
法学研究科委員・博士(法学)

駒村

圭吾

坂入遼君学位請求論文審査報告

I 本論文の構成

坂入遼君の提出した博士学位請求論文は、「国際経済法（GATT・WTO法）における国内補助金規律の研究」と題するものである。その構成（部、章及び節の見出し）は、次の通りである。

序 章 問題提起

第1節 問題の所在

第2節 国内補助金規律の現状と先行研究

第3節 本論文の目的、手法及び構成

第4節 考察の前提事項

第I部 国内補助金規律の展開と課題

第1章 国内補助金規律の展開

第1節 一九四七年のGATTの暫定適用

第2節 東京ラウンド交渉

第3節 ウルグアイラウンド交渉

第4節 S C M協定第六、一条及び第八條の失効

第2章 東京ラウンド交渉にみる課題

第1節 本章の目的

第2節 東京ラウンド交渉の位置づけ

第3節 東京ラウンド交渉の妥結の背景に関する考

察

第4節 国内補助金規律の展開の課題と克服策

第5節 本章のまとめ

第Ⅱ部 特定性を有する補助金

第3章 資金的貢献——原材料の輸出制限と通貨過小

評価の論点の検討

第1節 本章の目的

第2節 原材料の輸出制限と資金的貢献

第3節 通貨過小評価と資金的貢献

第4節 本章のまとめ

第4章 利益——競争優位との関係と市場創設的介入

論の検討

第1節 本章の目的

第2節 利益と競争優位の不一致

第3節 市場創設的介入論

第4節 本章のまとめ

第5章 特定性——要件の機能の再定位とその検証

第1節 本章の目的

第2節 特定性要件の概観

第3節 特定性要件の機能の再定位

第4節 資金的貢献要件を補完する機能の検証——

通貨過小評価を素材に

第5節 本章のまとめ

第Ⅲ部 効果要件

第6章 効果要件に託される機能とその現状

第1節 本章の目的

第2節 競争関係の有無の判別

第3節 補助金の効果（競争優位）の評価

第4節 本章のまとめ

第7章 損害——アンチダンピング制度との整合性の

再考

第1節 本章の目的

第2節 国内補助金規律における損害要件への期待

と現実

第3節 S C M協定注四七の起源にみる原因

第4節 損害要件の整合性に関する再考

第5節 本章のまとめ

第8章 著しい害——「技術効果」による著しい害の

認定の批判的検討

第1節 本章の目的

第2節 「技術効果」による著しい害の認定

第3節 批判的検討

第4節 本章のまとめ

終章 議論の総括と展望

第1節 議論の総括

第2節 国内補助金規律の今後の展望

初出文献一覧

参考資料一覧

なお、加筆及び修正されたうえで本論文の一部をなしている初出文献は、次の通りである（いずれも坂入君の査読付き単著論文である）。

- ・「国際競争の歪曲と世界貿易機関（WTO）における国内補助金規律——『競争優位』にまつわる規律上の論点の再考——」法学政治学論究一一九号四七五頁（二〇一八）。
- ・「WTO補助金規律における資金的貢献要件の意義と

課題——輸出者に『競争優位』をもたらす原材料の輸出制限を素材にして——」法学政治学論究一二三号一九三頁（二〇一九）。

- ・「国際通商法における国内補助金規律の展開——GATT東京ラウンド交渉にみるその課題の淵源——」法学政治学論究一二七号一頁（二〇二〇）。

・「相殺関税及びアンチダンピング制度の損害要件の整合性——WTO補助金規律と政策裁量の均衡という観点からの再考——」日本国際経済法学会年報三〇号二〇二頁（二〇二一）。

- ・「WTO補助金紛争における『技術効果』による悪影響の認定——批判的検討——」高崎経済大学論集六五巻二号八〇頁（二〇二二）。

・「WTO補助金規律における利益要件の下での市場創設的介入論——批判的検討とその『貿易と環境』問題への示唆——」法学政治学論究一三六号四三頁（二〇二二）。

Ⅱ 本論文の概要

今日の生産者は、国境を越えた物品の売買を相当自由にできる。これは、国際経済法、特に一九四七年の「関税及

び貿易に関する一般協定」(GATT)及びそれを発展的に継承して一九九五年に成立した世界貿易機関(WTO)法による貿易自由化の賜物である。法的には、数量制限、輸入品に対する差別待遇、譲許された水準を超える関税及び国境での差別待遇を原則禁止するルールが、その当初の原動力であった。

他方で、貿易に影響するこれら措置が制約されるのと同じ時に、国際競争を歪める補助金に対する規律が重要になってきた。補助金を通じた政府介入によって貿易自由化の努力が損なわれうるうえ、自由化によって市場原理が浸透してくれば、国際競争を歪める補助金に対して広く厳しい目が向けられるからである。

翻って昨今、補助金は、環境汚染等の市場の失敗に有効に対応する、と認識される。この結果、WTOの「補助金及び相殺措置に関する協定」(SCM協定)は、WTO紛争解決手続や相殺関税(補助金を受けた生産者からの輸入に対する特殊関税)を通じた競争歪曲的な補助金に厳しく対処する。その一方で、同協定は、厚生を向上させる政府介入を許容するようにも要請されている。このような調和的対応は、特に、輸出又は国産品の優先使用の条件を伴って禁止される補助金とは区別される、国内補助金の文脈で

求められる。そこで、本論文は、国内補助金規律における上記の要請を研究対象としている。

当該テーマは、先行研究でも議論されてきた。すなわち、先行研究では、補助金を市場ないし厚生に対する影響をもとに評価する「厚生基準」を確立することが重要であり、そのためには、当該基準が「生産者の利益」を偏重しないことが必要である、という注目すべき理論が示されてきた。一定の国内補助金を正当化したSCM協定第八条が失効中である点を踏まえると、新たな例外条項が構想されるべきである、という見解への収斂もみられる。

しかし、先行研究には課題があった。第一に、国内補助金規律の展開が「生産者の利益」と密接に関連しており、厚生基準の確立を妨げる作用が歴史的に存在したことが明らかにされていなかった。これでは、単に必要な修正を加えた例外条項をSCM協定に復活させても、再度の失効の懸念は拭えない。第二に、厚生基準の確立を妨げる作用が抽象的にしか把握されていなかった。そのために、SCM協定の既存の要件が抱える問題に関しても、厚生基準の確立に向けた本質的な解決策が示されていない。

本論文は、序章でこのような問題提起をしたうえで、二つの研究方法で国内補助金規律における厳格な規制と柔軟

性の調和というテーマで取り組んでいる。

第一の手法は、歴史研究である。これは、第Ⅰ部（第Ⅰ章及び第Ⅱ章）で行われている。第Ⅰ章は、現在に至る国内補助金規律の展開を整理する。第Ⅱ章は、国内補助金の交付に関する規律と相殺関税の規律をはじめ統合した「関税及び貿易に関する一般協定第六条、第十六条及び第二十三条の解釈及び適用に関する協定」（東京ラウンド S C M 協定）を起源として位置づけ、その妥結過程を検討している。これを通じて、第Ⅱ章は、国内補助金規律の展開に「生産者の利益」が作用してきたことを明らかにし、そのうえで、多様な利害に配慮した法形成に改めつつ例外事項を再挿入する必要性を論じている。その結果、第Ⅰ部では、厚生基準の確立を妨げる「生産者の利益」が、外国政府の介入による悪影響を自認して国内補助金規律の過度な適用を求めるそれと、補助金の恩恵に与りながら甘受すべき規律の適用を免れようとするそれに分けられる、ということを明らかにしている。

第二の手法は、実定法の分析である。これは、第Ⅱ部（第Ⅲ章ないし第Ⅴ章）及び第Ⅲ部（第Ⅵ章ないし第Ⅷ章）で展開される。すなわち、第Ⅱ部及び第Ⅲ部は、W T O パネル・上級委員会による S C M 協定の既存要件の解釈・運

用において「生産者の利益」の偏重があるのか、あるのならばいかなる改善が必要か、を論じている。

第Ⅱ部は、規律の対象となる政府措置の要件を検討している。第Ⅲ章は、補助金の構成要件の一方をなす「政府……が資金面で貢献していること」（資金的貢献）（S C M 協定第一・一条(a)(1)）を扱っている。この文脈では、要件を充たす措置として協定上明示されていない、原材料の輸出制限及び通貨過小評価の扱いが議論されてきた。

これら措置は、たしかに補助金類似の効果をもつ。しかし、その影響からの救済を求める「生産者の利益」を偏重して二つの措置の資金的貢献該当性を認める解釈は、国内補助金規律の対象となる政府措置の範囲を狭める要件の意義、ないしは厚生基準の確立という要請に反する。第Ⅲ章は、このような問題意識にもとづき、これら措置の資金的貢献要件の充足を否定しうる解釈が形成されているかどうか、を検討している。さらに、W T O の他のルールを用いてそうした努力を損なう試みへの制約状況も分析されている。

第Ⅳ章は、補助金の他方の構成要件である「利益」（S C M 協定第一・一条(b)）を扱っている。そもそも、政府措置が国際競争を歪めるための競争力を受け手に与えるため

には、当該措置が市場条件と乖離することに加えて、受け手の限界費用（産品一単位を追加で算出するための費用）の引き下げという形で「競争優位」をもたらしている必要がある。この点、利益は、資金的貢献の条件が市場における同種取引の条件よりも優遇されることとして解釈されてきた。それを前提とすれば、利益要件は、必ずしも競争優位まで捕捉できず、問題の政府措置の非市場性を識別する限りで厚生基準に資する。

しかし、一部学説は、利益要件の下で競争優位の有無まで判別されるべきである、と主張する。これは、公正市場価額で完全民営化された企業では国有時代の補助金（利益）が消滅する、という上級委員会の推定による不都合（利益は消えても競争優位は残る事態）に鑑みた指摘である。もつとも、利益を競争優位と同視する解釈は、SCM協定第一、一条(b)の文言、文脈及び協定の規律構造に照らしとれない。また、規律を免れようとする「生産者の利益」の偏重を伴う問題の不都合は、従来の利益の解釈で対処できる。以上から、第4章は、利益を競争優位と一致させる必要はない、と論じている。

次に、利益要件に、市場の失敗を矯正する政府介入を補助金の範囲から除外する機能を求める声がある。これは、

「市場を創設する政府介入」が「それ自体また単独では」利益をもたらさず、補助金にもならない、という上級委員会の論理（市場創設的介入論）を支持する論者から示されてきた。問題の機能の追加は、一定の補助金に柔軟性をもたせ、厚生基準の確立を促すかもしれない。しかし、利益要件にそうした機能を託すSCM協定上の根拠は薄い。また、市場創設的介入論と相互補完的な関係にある上級委員会の経済的理解も裏づけを欠く。よって、市場創設的介入論は、政府介入の恩恵に与りながら規律を免れようとする「生産者の利益」を偏重しかねない。さらに、問題の論理を支えうる利益の解釈は学説上存在するものの、それも、先に否定した利益と競争優位を一致させるものであるため、とれない。第4章は、このような議論を経て、利益要件があくまで資金的貢献の非市場性のみを明らかにするべきである、と提唱している。

第5章は、補助金の交付における「特定性」（SCM協定第二条）を扱う。第二条の規定ぶりとWTOのパネル・上級委員会の解釈は、特定性の概念に忠実なものと考えられてきた一方で、同要件の存立基盤については不明確さが指摘されてきた。厚生基準との関係で特定性要件がいかなる貢献を果たすかを把握する手がかりも、当然不十分だっ

た。よって、第5章は、特定性要件を概観した後に、同要件の意義の再定位を行っている。

検討の結果、特定性要件は、理論上、SCM協定第一、一条(a)(1)(iii)で「一般的な社会資本」の提供を補助金の対象から除外した資金的貢献要件を補完する形で、経済全般に行き渡る国内補助金を規律の対象外とする機能を果たす、という点を導いている。すなわち、特定性要件は、厚生基準が入口の段階で一般的な政府措置にも規律の適用を求める「生産者の利益」を偏重しないよう、資金的貢献要件を後方支援しうる。ただし、第3章で扱った通貨過小評価を素材とした検討の結果、特定性要件は、単純でない評価を求めることで、一般的な政府措置との関連での特定性の評価を複雑にするにとどまり、と判明させている。よって、資金的貢献要件の限定的な解釈の重要性が再確認されることとなる。

第Ⅲ部は、効果要件としての「悪影響」(SCM協定第五条)とその類型を扱う。ある国の政府介入が国際競争を歪めるには、競争優位をもたらしている必要があった。さらに、当該競争優位ないし政府介入に、別の国の生産者が被る悪影響の責めを帰せるには、両国の生産者間の競争関係も欠かせない。第4章で明らかになった通り、利益要件

の下で判別されるのは政府介入の条件優遇のみであるところ、効果要件の下では、競争優位及び競争関係の存在が明らかにされるよう、要請される。

第6章は、パネル・上級委員会による効果要件の解釈・運用がそれぞれの期待に届いてきたのか否か、を悪影響の類型毎に検討している。その結果、競争関係は、相殺関税調査における悪影響(SCM協定第十五条の「損害」)の決定、WTO補助金紛争における悪影響(第六条の「著しい害」)の検討のいずれの過程でも分析される、と明らかにする。一方で、競争優位の評価がいずれの文脈でも徹底されない点が浮き彫りとなることを指摘している。

これをふまえ、第7章は、損害要件の下で競争優位の存否の識別が義務とされない問題に対する解決策を探る。損害の決定について定めるSCM協定第一五、五条は、「補助金の及ぼす影響」による損害と言及する。一方で、同協定注四七は、「補助金の及ぼす影響」を単なる(補助金を受けた生産者からの)輸入に読み替える。よって、「補助金の及ぼす影響」(競争優位)の検討を相殺関税の調査当局に求めない、とした上級委員会の解釈を問題視することではできず、立法論による解決が模索されることとなる。

具体的に、第7章は、SCM協定注四七の前身である東

京ラウンドSCM協定注一九の起草過程に遡る。それにより、問題の注が、相殺関税制度と同様の特殊関税制度であるアンチダンピング（AD）制度で損害要件を整合的にするために挿入された、という点を明らかにしている。また、損害要件の整合性が輸入競争圧力からの救済を求める「生産者の利益」を確保する点を見いだすことで、第7章は、厚生基準の確立という観点から、AD制度との整合性から解き放たれて損害要件を再構想することの重要性を説いている。

第8章は、著しい害の検討過程で競争優位の有無の識別が徹底されない問題を扱う。近年、著しい害をもたす「補助金の効果」（SCM協定第六、三条）には競争優位だけでなく、補助金を受け手の技術ないし製品の開発自体が可能にし又はそれを早める効果、すなわち「技術効果」も含まれる、と理解される。第8章は、技術効果による著しい害の認定と競争優位による著しい害の認定の相違を検討し、技術革新が阻害される懸念が前者との関連でのみ存在することを示している。加えて、厚生基準の確立という要請に照らし、前者がSCM協定の適用を求める「生産者の利益」を偏重する、としてこれを批判し、競争優位による著しい害の認定のみが行われるべきである、と論じている。

最後に、終章は、本論文の研究を総括するとともに、今後議論が蓄積されると思われる新たな例外条項の内容に関して留意点を述べる。後者について具体的に、GATTの一般的例外（第二〇条）の適用を認める条項をSCM協定に挿入すること、また、SCM協定にかつて存在した固有の例外条項（第八条）を復活させることのいずれにも課題がある、と指摘している。その上で、こうした従来の枠組みにとられない例外条項の構想と、本論でも明らかにした既存の要件の欠陥を埋めるルール改正とを「生産者の利益」を偏重しない新たな法形成の下で行っていくことの重要性を説いている。また、終章は、本論でも提唱してきた既存の要件に関する解釈論の必要性を改めて指摘し、一連の国内補助金規律についての今後の展望をもって議論を締め括っている。

III 本論文の評価

1 本論文の意義

本論文は、通商分野の国際経済法（GATT・WTO法）における国内補助金規律を対象とし、当該規律に求められる競争歪曲的な国内補助金に対する規律と市場の失敗を矯正する政府介入の正当化を両立するための課題とその

処方箋を提示するものである。

このテーマは、従来から多くの論者によって議論されてきた。特に、SCM協定が一定の研究開発、地域開発又は環境対応設備への移行を促す補助金に関する例外条項（第八条）を失って以降は、それを現代的関心に即して再挿入することの必要性が多方面で叫ばれてきた。本論文は、このような議論の到達点を冷静に分析したうえで、国内補助金規律の展開に潜む問題に対処しない限りは立法論が持続的とならない、という興味深い視点を示し、ルール形成の根本的な改革を提唱している。そのような実証的な取り組みに当たる本論文第Ⅰ部（第1章及び第2章）は、他の研究とは一線を画している、と評価できる。また、規範の正当性を維持することを念頭に置き、法形成に関して理論的な再検討を行う試みは、国際経済法の大枠との関連では存在する一方、個別の規律領域を対象とした具体的な考察は、かなり珍しい。その意味で、第1章及び第2章は、従来十分でなかった国際経済法の展開に関する本格的な各論的考察としての意義も有する。

加えて、国内補助金規律の個別の要件に関する検討の面でも、本論文には高い貢献が見いだせる。第3章ないし第8章では、厚生基準が国内補助金規律に対する二つの要請

への調和的な対応を実現しうる一方で、これが生産者の利益を偏重すれば不完全となる、という先行研究の指摘を念頭に議論を展開している。また、ここでは、歴史研究で明らかになる生産者の利益の分類（国内補助金規律の拡大解釈による幅広い救済を受ける者の利益と、縮小解釈によって国内補助金の恩恵に与りながら規律を免れる者の利益）に照らして、不偏の要件の設計ないし解釈が検討されている。

順を追って振り返りながら評価していくと、第3章は、補助金に当たりうる政府措置を定める資金的貢献要件を対象としている。この要件は、規律対象の政府措置の範囲を絞り込む機能を有する。しかし、他の国際経済法で規律されかつ資金的貢献の類型としてはSCM協定に明記されていない一方、補助金類似の効果を伴う措置（特に、GATTで一部規律される原材料の輸出制限、IMF協定で規律される通貨過小評価）との関連では、拡大解釈が懸念されてきた。第3章は、この論点を、SCM協定及び他の法規範の状況を丁寧に分析し、従来の法解釈・運用がそうした拡大解釈を許さない方向を示している、と結論づけている。その議論は、資金的貢献の範囲に収まる政府措置を極力広く捉えて救済範囲を拡大しよう、という生産者の利益に

左右されない厚生基準の確立を目指す一貫した問題意識にとづいており、筋が通っている。また、一連の広範な分析は、SCM協定以外の国際経済法にも通じている坂入君の学術的見識の広さを物語っている。

第4章は、補助金のもう一方の構成要件である利益に対応する。坂入君が指摘する通り、これに関しては従来、利益要件が補助金による競争優位まで捕捉するものとして理解されるべきか否か、また、同要件下で一定の国内補助金を正当化する市場創設的介入論が妥当であるか否か、が大きく議論されてきた。前者の論点に関して、第4章は、先行研究を冷静に分析しつつ、国内補助金規律以外のSCM協定の規律を念頭に置いた場合の妥当性という新たな視点を加えている。これにより、利益と競争優位が同視されるべきでない、という主張がより説得的に示されている。市場創設的介入論の是非の論点については、否定的な見解がすでに多く示されているが、第4章は、競争優位に関する議論と関連づけて一層説得的な批判を展開している。

なお、第3章とは対照的に、第4章は、過度な縮小解釈によって国内補助金規律を迂回する者の利益を偏重しない、という視点も意識されている。このように、不偏の厚生基準の確立に向けて一面的でない議論をすすめる姿勢は、評

価に値する。歴史研究を経て生産者の利益を類型化した意義は、ここにあらわれている。

第5章は、特定性要件を扱う。これは、補助金が効果要件の下での検討に服する前に充足される必要のある要件である。本論文でも認識されるように、特定性要件の役割については議論がある。よって、これが本論文の探求する厚生基準の確立のためにいかなる貢献を果たすのかも、自明でない。第5章は、そうした従来の議論状況を受け、特定性という概念を落とし込むことの含意や、WTOパネル及び上級委員会による同要件の解釈を丹念に整理し、また歴史的経緯も加味することで、特定性要件が資金的貢献を補完しうることを説得的に論ずる。また、第5章は、資金的貢献に関する第3章でも触れられた通貨過小評価の最新事例を素材とした検討も行い、特定性要件の補完的機能の限界を示す。同時にそこでは、資金的貢献要件の意義が再度強調される。

一連の検討は、特定性要件の機能に関して新たな見方を提供するものとして注目に値する。また、その考察は、第3章の分析とともに、厚生基準の下で国内補助金規律の対象となる政府措置の範囲が過度に広がるのを防ぐための詳細な議論を提供する、という意義を有するものである。

第6章では、厚生基準の確立の観点から効果要件に託される機能とその現状が整理される。これをふまえ、続く第7章と第8章では、それぞれ、相殺関税を通じた救済で関係する損害要件、WTO紛争解決手続を通じた救済で関係する著しい害の要件の文脈において、競争優位の捕捉が必ずしも行われない、という問題の解決に向けた議論を展開している。

この点、第7章は、実務ないし学界が当然としてきた相殺関税制度及びアンチダンピング制度の損害要件の整合性が問題の原因である、としてその再考を迫っており、長年の前提に潜む課題を説得的に指摘するものとして評価に値する。第8章も、著しい害をもたらす補助金の効果として競争優位以外に認められてきた技術効果の概念を、両者の異同を詳細に分析したうえで批判する、という独自性がある。

終章は、本論の議論を総括するとともに、現状欠落しているSCM協定の例外条項を再設計するにあたっての留意点を示す。そこでの指摘の多くは、例外条項に関する従来の議論と大きく乖離するものではない。しかし、WTOの紛争案件及びそれに関するパネル・上級委員会の判断並びに本論での詳細な考察を前提とした終章での提言は、より

重みのあるものとなっているように見受けられる。

2 本論文の課題

このように、本論文の随所には重要な意義が認められる。その一方で、本論文には課題も存在すると思われる。

例えば、本論文が議論において参照する厚生基準については、より詳細な説明が必要であった。本論文では、序章第2節において、競争歪曲的な国内補助金に対する規律と市場の失敗を矯正する国内補助金の正当化という二つの要請に調和的に応えるべく提示された厚生基準が紹介される。そして、第3節でそれが肯定的に評価され、議論の参照点とされている。さらに、厚生基準をより具体化するために、第4節では、経済学の理論をふまえて政府措置が国際競争を歪める前提が整理され、厚生基準を形づくる国内補助金規律の要件がこれら前提の有無を判別できなくてはならない、という観点が示される(第2款)。また、そこでは、他の国際法との調和(国際法の断片化の防止)や経済的影響に鑑み、厚生基準をなす要件が規律対象の政府措置の範囲を狭く捉える姿勢が重要視される(第3款)。しかし、先行研究では、厚生基準が補助金のみならず影響の評価に関わるものとして(暗に)認識されるにもかかわらず、本

論文では、補助金の定義も厚生基準を形成する、と捉える理由は示されていない。たしかに、厚生基準という概念枠組みが用いられる競争法（独占禁止法）でも、行為の影響が行為要件自体の判断過程でも加味される場面はあるが、それでも、本論文が先行研究より幅広く厚生基準を捉える根拠は、より具体的に示されるべきであった。例えば、序章と第1章の間に独立した章を設け、そこで坂入君の構想する厚生基準について、より詳細な説明を施す等の対応があってもよかつたのではないか。

また、本論文は、第1章で補助金規律全体のうち国内補助金規律を取り出して歴史を振り返り、第2章で同規律の形成に作用した力学（生産者の利益）を特定するが、これが十分であったのかは疑問である。すなわち、いわばパッケージとして交渉された規律全体を考察対象とした場合に、同様の結論が導かれることの裏づけも、多少なりとも必要であったように思われる。たしかに、G A T Tの補助金規律交渉では、国内補助金規律をどう設計するかが中心的な論点であった。そのため、坂入君が国内補助金規律の歴史に着目して導いた結論が、補助金規律全体の歴史にも妥当する可能性は高い。しかし、それでも、かかる背景事情の説明も加えたいので、本論文の対象とする国内補助金規律

の歴史に関する分析結果を示す必要があつたのではないかとと思われる。

さらに、本論文第4章第3節第3款(4)は、補助金の受け手がネットなのか否かを問わず競争優位を保持するか否かの評価を利益要件の下で行う必要はない、とするが、当該評価が後続のどの要件の下で行われる（べき）か、という議論が必ずしも十分ではない。たしかに、本論文第4章第3節第3款(4)の脚注一〇三一は、「なお、ネットの競争優位……は、例外条項の下で評価されるべきであろう」とする。しかし、紛争対象の補助金以外の政府介入によつて相殺されてもおお競争優位が存在するか否か、という評価がなぜ、当該補助金それ自体による競争優位の有無を判別する効果要件（悪影響）の検討の中ではなく、例外条項の下で行われる（べき）か、は判然としない。この点は、第8章で扱われたエアバス事件及びボーイング事件において、自国も補助金を拠出する産業が外国補助金の悪影響を受けている、との主張がまかり通つた過程に手がかりがあると思われる。そうした議論を念頭に置いた、一層踏み込んだ説明が欲しかったところである。

もっとも、これらの課題は、坂入君が今後より精緻な分析をしていくことによつて解消されるものであり、期待を

込めた問題提起である。それらは、先に挙げた本論文の価値をいささかも損なうものではない。初出文献からも明らかに通り、本論文の一部はすでに日本国際経済法学会の年報でも発表されている。他にも本論文には、本塾以外の大の紀要に査読を経て掲載されたものが含まれている。こうした点は、坂入君の研究が学術的な評価を広く受けることの証左であり、本論文に対する総合的な評価上加味されるべきである。

IV 本論文審査の結論

以上のように、国際経済法（GATT・WTO法）における国内補助金規律の研究に新たな知見をもたらす本論文には、高い学術的価値が認められる。より詳細な検討がなされるべきであった箇所もあるが、そうした課題は、本論文の価値を損なうものではない。よって、審査員一同、坂入君の提出した本論文は、博士（法学）（慶應義塾大学）の学位を授与するにふさわしいと判断し、ここに報告する次第である。

二〇二三年九月一日

主査	慶應義塾大学法学部教授	田村 次朗
副査	法学研究科委員	石岡 克俊
副査	慶應義塾大学大学院法務研究科教授	青木 淳一
副査	慶應義塾大学法学部教授	